平成２２年（フ）第８００号
福岡市南区那の川１丁目23番24号
債務者　廣田健太郎
1　決定年月日時　平成22年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第８０２号
福岡市博多区麦野６丁目24番20―301号
債務者　橋口　啓一
1　決定年月日時　平成22年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第８０３号
福岡市南区警弥郷２丁目20番７―202号
債務者　永村　清子
1　決定年月日時　平成22年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第８０７号
福岡市東区香椎１丁目１番26―203号
債務者　久家　健児
1　決定年月日時　平成22年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第８３８号
福岡県糟屋郡宇美町貴船１丁目26番19号
債務者　屋田　昭吉
1　決定年月日時　平成22年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第８４０号
福岡市早良区星の原団地63番503号
債務者　宮本たまみ
1　決定年月日時　平成22年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第８４４号
福岡市東区松田３丁目26番20―103号
債務者　阿部　美穂
1　決定年月日時　平成22年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第８４７号
福岡市南区桧原３丁目19番５―404号
債務者　平間　健治
1　決定年月日時　平成22年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第８４９号
福岡県大野城市平野台３丁目20番８号
債務者　竹盛　俊二
1　決定年月日時　平成22年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第８５０号
福岡県大野城市平野台３丁目20番８号
債務者　竹盛伊都子
1　決定年月日時　平成22年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第８５５号
福岡市東区香椎２丁目５番40号
債務者　桐谷　知儀
1　決定年月日時　平成22年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第８６５号
福岡市東区和白１丁目３番22―514号
債務者　北川　隆志
1　決定年月日時　平成22年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第８６６号
福岡県糸島市曽根408番地20
債務者　三角　幸恵
1　決定年月日時　平成22年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第８６７号
福岡市南区曰佐３丁目32番11号
債務者　原　　聖子
1　決定年月日時　平成22年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第８７０号
福岡県春日市桜ヶ丘７丁目26番地村山ビル131号
債務者　調所　繁子
1　決定年月日時　平成22年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第８７７号
福岡市博多区麦野６丁目３番10号
債務者　床山　　征
1　決定年月日時　平成22年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第８８８号
福岡市中央区今川１丁目16番14―101号
債務者　濱　冨美代
1　決定年月日時　平成22年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第８９０号
福岡市西区城の原団地35番103号
債務者　楢崎　淳子
1　決定年月日時　平成22年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部